17　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に積載するホースの本数を10本のみとする場合の基準額は、それぞれの基準額から751千円を控除した額とする。

18　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に積載はしご動力昇降装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に849千円を加算した額とする。

19　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により豪雪地帯の指定を受けた地域において、災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に豪雪地帯仕様の装備をする場合の基準額は、それぞれの基準額に874千円を加算した額とする。

20　放射線防護用資機材（放射性汚染防護服、放射線測定用可搬式測定器及び個人用内部被ばく線量測定器で構成されるものをいう。）を災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に1,057千円を加算した額とし、災害対応特殊救急自動車に積載する場合の基準額は、その基準額に1,093千円を加算した額とする。

21　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車に空気呼吸器、予備ボンベ及びそれらの取付装置を一体として装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に1,984千円を加算した額とする。

22　災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車を四輪操舵方式としない場合の基準額は、それぞれの基準額から10,066千円を控除した額とする。

23　災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車にポンプ装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,623千円を控除した額とする。

24　災害対応特殊消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型に限る。）に圧縮空気泡消火装置及び小型水槽（水槽容量0.6m³以上）をあわせて装備する場合の基準額は、その基準額に6,262千円を加算した額とし、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に圧縮空気泡消火装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に3,765千円を加算した額とする。

25　支援車（Ⅰ型に限る。）にトイレを設置しない場合の基準額は、その基準額から3,086千円を控除した額とする。

26　広域応援対応型消防艇の資機材を積載する場合で消防庁長官が必要であると認めた場合の基準額は、9,177千円を超えない範囲内においてそれぞれの基準額に高度救命処置用資機材の整備に要する経費を加算した額とする。

27　この表の消防救急デジタル無線の項における管轄面積及び管轄人口については、消防庁長官が別に定める。

28　消防救急デジタル無線設備の整備に要する経費は、施設費、設備整備並びに工事費（設備整備に必要な工事費又は工事請負費等の経費）及び事務費（工事施工等に伴い必要な事務に要する経費）とする。この場合において、工事費及び事務費の合計額は、基準額の30%以内とする。

29　消防活動に輸車に消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、その基準額から309千円を控除した額とする。

第二条中「施設ごとの規格は、次に掲げるところ」を「施設のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる規格」に改め、同条第十号「この項において」を削る。

○消防庁告示第五号

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十六年総務省令第二十三号）、第二条第十号及び第十一号、第四条第二号並びに第十条の規定に基づき、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

消防庁長官　大石　利雄

特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準

第一　趣旨

この告示は、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十六年総務省令第二十三号。以下「省令」という。）第二条第二号に規定する特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二　用語の意義

この基準において使用する用語は、省令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　標示温度　閉鎖型泡水溶液ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び感知継手が作動する温度としてあらかじめ表示された温度をいう。

二　デフレクター　放射口から流出する泡水溶液を細分させる作用を行うものをいう。

三　フレーム　閉鎖型泡水溶液ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドの取付部とデフレクターを結ぶ部分をいう。

四　設計荷重　閉鎖型泡水溶液ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び感知継手を組み立てる際、あらかじめ設計された荷重をいう。

五　ヒュージブルリンク　易融性金属により融着され、又は易融性物質により組み立てられた感熱体（火熱により一定温度に達すると閉鎖型泡水溶液ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び感知継手を作動させるために破壊又は変形を生ずるものをいう。）をいう。

六　感熱体周囲温度　次の式によって求められた温度（標示温度が七十五度未満のものにあっては、三十九度）をいう。

ta　＝0.9tm－27.3

ta　感熱体周囲温度

tm　閉鎖型泡水溶液ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び感知継手の標示温度

七　グラスバルブ　ガラスの球の中に液体等を封入した感熱体をいう。

八　放射圧力　別図第一に示す整流筒で測定した放射時における静圧をいう。

九　閉鎖型矩形泡水溶液ヘッド　機械式特定駐車場に設ける閉鎖型泡水溶液ヘッドで、加圧された泡水溶液をヘッドの軸心を中心として矩形形状に均一に放射するヘッドをいう。

第三　閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等

閉鎖型泡水溶液ヘッドの性能等は、次に掲げる事項において、それぞれ次に定めるところによること。

㈠　構造　ヘッドの構造は、次のイからホまでに適合するものであること。

イ　配管への取付け等の取扱いに際し機能に影響を及ぼす損傷又はくるいを生じないこと。

ロ　作動時に分解するすべての部分は、放射をさえぎらないよう分解し、投げ出されること。

ハ　組み立てられたヘッドの各部にかかる荷重の再調整ができない措置を講じたものであること。

ニ　ほこり等の浮遊物により機能に異常を生じないこと。

ホ　ヘッドの取付けねじは、ＪＩＳ（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）Ｂ０二０三に適合するおねじのうち呼びＲ１／２、Ｒ３／４のもの又はこれに相当する呼びの管用テーパおねじであること。

㈡　材質　ヘッドの材質は、次のイからハまでに適合するものであること。

イ　時間の経過による変質により性能に悪影響を及ぼさないこと。

ロ　ヘッドの取付け部及びフレームの材質は、ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇若しくはＪＩＳ　Ｈ　五一二一に適合し、又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。

ハ　デフレクターの材質は、ＪＩＳＨ三一〇〇、ＪＩＳ　Ｈ　五一二〇若しくはＪＩＳ　Ｈ　五一二一に適合し、又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。